

FAQ

「親事業者との取引に関する調査」に関するよくある質問（FAQ）をまとめました。
この調査に関する疑問・質問がある場合に御覧ください。

目 次

1 調査全般について

- Q 1 調査の目的は何ですか。
- Q 2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。
- Q 3 調査対象の親事業者の資本金の額が分からないため、下請法上の下請取引の対象となるのか分かりません。
- Q 4 当社は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。
- Q 5 当社が調査対象の親事業者と取引をしていることをどのようにして把握したのですか。
- Q 6 当社は調査に回答する義務があるのですか。
- Q 7 回答用紙に印字されている会社名（又は住所）が当社の会社名（又は住所）と異なります。
- Q 8 調査票が複数届きました。
- Q 9 調査に回答したことや回答内容が親事業者に知られることはありませんか。
- Q 10 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。
- Q 11 当社の資本金の額は3億円を超えています。
- Q 12 調査の依頼文書の1ページ目に、「この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。」とありますが、このような親事業者の行為は下請法に違反するのですか。
- Q 13 先日も公正取引委員会から同様の調査（荷主と物流事業者との取引に関する調査又は消費税の転嫁拒否等に関する調査）が届き回答しています。同じ回答を複数回する必要があるのですか。
- Q 14 当社は、今年の7月の大雨の影響等で事業が再開できていない状況ですが、このような状況で

あっても調査に協力しなければならないのですか。

2 親事業者について

Q15 調査対象の親事業者は（解散、吸収合併等により）存在しません。

Q16 調査対象の親事業者の資本金の額は当社の資本金の額以下です。

Q17 調査対象の親事業者との取引内容は、下請法上の下請取引に該当しません。

Q18 調査対象の親事業者とは、取引をしたことがありません。

Q19 調査対象の親事業者とは、調査対象期間（平成29年6月から平成30年10月まで）中に取引をしたことがありません。

Q20 調査対象の親事業者と当社との間に商社が関与しており、当社は商社から発注や支払を受けている場合、どのように回答したらよいですか。

3 設問への回答に当たって

Q21 設問1の選択肢8について、正式単価の決定後、親事業者は、正式単価を記載した書面をいつまでに交付しなければならないのですか。

Q22 設問1の選択肢10の「知的財産権」とは何ですか。

Q23 設問2の選択肢5について、当社と親事業者が合意していれば、支払期日が金融機関の休業日の場合、親事業者は、金融機関の翌営業日に下請代金を支払っても問題ないのですか。

Q24 設問3の「通常支払われるべき対価」とはどのような意味ですか。

Q25 設問3の選択肢2について、「貴社から下請代金の額（単価）の引上げを要請したが、親事業者は貴社と十分に協議することなく下請代金の額（単価）を据え置いた。」とあります。

下請事業者が単価引上げの要請を行った場合に、親事業者がこれを受け入れないことは下請法上問題（買いたたき）となるのでしょうか。

Q26 設問3の選択肢3について、「大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたが、実際には少量しか発注しなかった」とありますが、発注数量について「大量」又は「少量」と評価する具体的な基準はあるのですか。

Q27 設問3の選択肢4について、「作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた」とありますが、「大幅」な変化と評価する具体的な基準はあるのですか。

Q28 設問4の選択肢5について、当社の希望に基づき一時的に現金での支払を受ける場合、親事業者は下請代金の額を減じてはいけないのですか。

Q29 設問4の選択肢6について、当社と親事業者が合意していれば、親事業者は、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いても問題ないのですか。

Q30 設問6の選択肢6について、「親事業者は、貴社が保管している型・治具について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。」とあります。

量産終了後、親事業者が所有する型・治具を下請事業者に保管させているにもかかわらず、親事業者がその保管費用を下請事業者に支払わない場合には下請法上問題（不当な経済上の利益の提供要請）となるのでしょうか。

1 調査全般について

Q 1 調査の目的は何ですか。

A 公正取引委員会は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を運用しています。下請法を適正に運用するには、下請法違反が行われていないかどうか下請取引の実態を正確に把握することが必要なため、本調査を実施しています。

Q 2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A 公正取引委員会では、下請法に基づいて、毎年、親事業者に対する書面調査を行っており、その際、親事業者から、下請事業者名簿を提出していただいています。

今回、この下請事業者名簿から30万名の下請事業者を抽出した結果、貴社に本調査への御協力を依頼することとなったものです。

Q 3 調査対象の親事業者の資本金の額が分からないため、下請法上の下請取引の対象となるのか分かりません。

A （Q 2の回答のとおり）親事業者に対する書面調査において、調査対象の事業者から、下請法の適用対象となる下請事業者を記載した下請事業者名簿を提出していただいております。そこから抽出した下請事業者の方に本調査票を発送しております。このため、貴社と調査対象の親事業者との取引は、基本的には下請法上の下請取引の対象となると考えていただいても結構です。

Q 4 当社は過去にも調査対象に選ばれていますが、今後も選ばれるのですか。

A （Q 2の回答のとおり）親事業者から、下請事業者名簿を提出していただいています。調査対象については、この下請事業者名簿から抽出していますので、今後も貴社に本調査への御協力をお願いすることがあると思います。

Q 5 当社が調査対象の親事業者と取引をしていることをどのようにして把握したのですか。

A （Q 2の回答のとおり）親事業者から、下請事業者名簿を提出してもらう方法により把握しています。

Q 6 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A この調査に対する御回答は義務ではありませんが、調査の目的を御理解いただき、是非、御回答くださるようお願いします。

一般的に、下請事業者の方は、親事業者の下請法違反行為により不利益を被っていても、その被害について自発的に公正取引委員会等に情報を提供することは少ないため、親事業者の違反行為がいつまでも発覚せず、下請事業者が不利益を被り続けてしまうことがあります。このため、公正取引委員会では、毎年、今回のような書面調査を行い、その御回答を活用して下請法違反行為の発見に努めています^(※)。

※ このような書面調査の御回答を活用して調査を行った結果、昨年度は、例えば、親事業者が下請代金を不当に減額した事件において、16億7800万円の減額分が下請事業者の方々に返還されました。

Q 7 回答用紙に印字されている会社名（又は住所）が当社の会社名（又は住所）と異なります。

A 恐れ入りますが、異なる部分を朱書きにて修正してください。その後、各設問に御回答ください。

Q 8 調査票が複数届きました。

A 調査対象の親事業者ごとに調査票をお送りしています。御協力いただける範囲で全ての調査票に御回答ください。

なお、回答用紙の提出には、同封の返信用封筒を御利用ください。同封されていた返信用封筒がどの調査票と対応しているのか分からなくなってしまった場合は、全ての回答用紙をまとめて一つの封筒に入れてお送りください。

Q 9 調査に回答したことや回答内容が親事業者知られることはありませんか。

A 貴社がこの調査に御回答いただいたこと及び御回答いただいた内容について、公正取引委員会が親事業者に伝えることは一切ありません。また、親事業者に対して調査を行う場合は、貴社からの情報に基づく調査であることが親事業者に分からないように行いますので、親事業者との取引について、ありのままの事実を御回答くださるようお願いします。

Q10 当社は既に事業活動を終了（解散又は倒産等）しています。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q11 当社の資本金の額は3億円を超えています。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q12 調査の依頼文書の1ページ目に、「この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。」とありますが、このような親事業者の行為は下請法に違反するのですか。

A 親事業者が、貴社が今回の調査に御回答されることを妨害したり回答内容について干渉したりすることが直ちに下請法違反となるものではありません。

しかし、親事業者が下請法違反行為を行っている場合における、親事業者のこのような行為は、下請事業者の方に、親事業者から受けている被害について公正取引委員会に情報提供する機会を損なわせ、結果的に、親事業者による下請法違反行為の隠蔽につながる可能性があります。

なお、貴社から情報提供があったことを親事業者に伝えることは一切ありませんので、御安心ください。

Q13 先日も公正取引委員会から同様の調査（荷主と物流事業者との取引に関する調査又は消費税の転嫁拒否等に関する調査）が届き回答しています。同じ回答を複数回する必要があるのですか。

A 貴社が既に御回答した調査は、今回の調査とは別の調査です。

今回の調査は、親事業者が下請事業者に対し、下請代金の減額や支払遅延等の下請法違反行為を行っていないか把握するために行っているもので、下請取引を行っていると思われる全ての業種の下請事業者に対し行っております。御面倒をお掛けしますが、調査に御協力をお願いします。

●荷主と物流事業者との取引に関する調査

荷主と物流事業者との間の取引において、荷主が独占禁止法上の優越的地位の濫用行為を行っていないか把握するために行った調査となります。

●消費税の転嫁拒否等に関する調査

消費税率の引上げに際し、貴社が取引先事業者から転嫁拒否等の行為を受けていないか把握するために行った調査となります。

Q14 当社は、今年の7月の大雨の影響等で事業が再開できていない状況ですが、このような状況であっても調査に協力しなければならないのですか。

A 大変失礼いたしました。回答の必要はございませんので、恐れ入りますが、回答用紙の「通し番号」と「整理番号」を御教示いただけませんか。

2 親事業者について

Q15 調査対象の親事業者は（解散、吸収合併等により）存在しません。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q16 調査対象の親事業者の資本金の額は当社の資本金の額以下です。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q1 調査対象の親事業者との取引内容は、下請法上の下請取引に該当しません。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q18 調査対象の親事業者とは、取引をしたことはありません。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q19 調査対象の親事業者とは、調査対象期間（平成29年6月から平成30年10月まで）中に取引をしたことはありません。

A 恐れ入りますが、調査票一式を廃棄してください。その際、公正取引委員会への連絡は不要です。

Q20 調査対象の親事業者と当社との間に商社が関与しており、当社は商社から発注や支払を受けている場合、どのように回答したらよいですか。

A 下請取引において、商社が形式的に関与しているか実質的に関与しているかによって異なります。

【形式的関与の場合】

調査対象の親事業者と貴社との間に関与する商社が、委託内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）には全く関与せず、調査対象の親事業者と貴社の間に入って事務手続の代行（注文書の取次ぎ、下請代金の請求・支払等）を行っているにすぎない場合には、調査対象の親事業者との間の取引内容について御回答ください。

【実質的関与の場合】

調査対象の親事業者と貴社との間に関与する商社が、委託内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）について関与しており、当該商社の資本金の額が下請法上の親事業者の区分に該当する場合は、当該商社が親事業者となりますので、調査対象の親事業者名を朱書きにて当該商社名に訂正の上、御回答ください。

3 設問への回答に当たって

Q21 設問1の選択肢8について、正式単価の決定後、親事業者は、正式単価を記載した書面をいつまでに交付しなければならないのですか。

A 親事業者は、正式単価が決定した後、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付する必要があります。

Q22 設問1の選択肢10の「知的財産権」とは何ですか。

A 知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利で、代表的なものとしては、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権等があります。また、ほかの設問の選択肢に記載している「知的財産権」についても同様です。

Q23 設問2の選択肢5について、当社と親事業者が合意していれば、支払期日が金融機関の休業日の場合、親事業者は、金融機関の翌営業日に下請代金を支払っても問題ないのですか。

A 下請代金を毎月特定日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、支払日が金融機関の休業日に当たってしまうことがあります。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど順延する期間が2日以内であり、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても問題はありません。

Q24 設問3の「通常支払われるべき対価」とはどのような意味ですか。

A 「通常支払われるべき対価」とは、下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち、市場価格のこと）をいいます。また、市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいいます。

Q25 設問3の選択肢2について、「貴社から下請代金の額（単価）の引上げを要請したが、親事業者は貴社と十分に協議することなく下請代金の額（単価）を据え置いた。」とあります。

下請事業者が単価引上げの要請を行った場合に、親事業者がこれを受け入れないことは下請法上問題（買いたたき）となるのでしょうか。

A 買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額（単価）の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常支払われる対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料価格、燃料価格等の価格動向を勘案して総合的に判断することになります。

そのため、下請事業者が下請代金の額（単価）の引上げを要請した場合に、親事業者がこれを受け入れないこと自体が直ちに下請法に違反するものではありませんが、十分に協議することなく据え置くことは下請法に違反するおそれがあります。

Q26 設問3の選択肢3について、「大量発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたが、実際には少量しか発注しなかった」とありますが、発注数量について「大量」又は「少量」と評価する具体的な基準はあるのですか。

A 委託内容等にもよりますので具体的な基準を示すことはできませんが、過去の事例に、産業用機械の部品の製造委託に際し、2,000個発注することを前提として下請代金の単価について交渉

し合意したところ、実際には300個しか発注がなかったのに2,000個発注することを前提とした単価を適用した行為について、買ったときとして問題となるおそれがあるとした事例があります。

Q27 設問3の選択肢4について、「作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた」とありますが、「大幅」な変化と評価する具体的な基準はあるのですか。

A 委託内容等にもよりますので具体的な基準を示すことはできません。過去の事例に、自動車部品の製造委託に際し、短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに著しく低い下請代金の額を決定した行為について、買ったときとして問題となるおそれがあるとした事例があります。

Q28 設問4の選択肢5について、当社の希望に基づき一時的に現金での支払を受ける場合、親事業者は下請代金の額を減じてはいけないのですか。

A 親事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に、下請代金の額から親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、下請代金の減額として下請法違反となります。

Q29 設問4の選択肢6について、当社と親事業者が合意していれば、親事業者は、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いても問題ないのですか。

A 発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められます。

Q30 設問6の選択肢6について、「親事業者は、貴社が保管している型・治具について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。」とあります。

量産終了後、親事業者が所有する型・治具を下請事業者に保管させているにもかかわらず、親事業者がその保管費用を下請事業者を支払わない場合には下請法上問題（不当な経済上の利益の提供要請）となるのでしょうか。

A 量産終了後、親事業者が自己のために、その型・治具を下請事業者は無償で保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。